

# 秩父市子ども伝統芸能伝道師授与要綱

## （目的）

第1条 この要綱は、秩父市に古くから伝わる伝統芸能の継承、普及等に継続的に取り組み、優れた成果を収めている児童・生徒に秩父市子ども伝統芸能伝道師（以下、「子ども伝道師」という。）の称号を授与することについて、必要な事項を定めるものとする。

## （対象者）

第2条 子ども伝道師の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）秩父市内に住所を有し、秩父市内の小・中学校に在学する者
- （2）秩父市の伝統芸能の習得、継承及び普及等に継続的に取り組んでいる者
- （3）秩父市の伝統芸能に関する優れた知識や技能を有し、他の模範と認められる者

## （称号の授与）

第3条 子ども伝道師の称号の授与は、前条に規定する者で、在学する小・中学校の校長から推薦された者のうち、第5条に規定する審査機関による審査を経た者に対して授与するものとする。

- 2 伝統芸能の取組が団体における場合は、個々の構成員に子ども伝道師の称号を授与するものとする。
- 3 子ども伝道師の称号の授与は、小・中学校在学中にそれぞれ1回を限度とする。ただし、称号を授与された者が、閉校などやむを得ない事情により転校し、異なる伝統芸能に取り組んでいるときは、この限りでない。
- 4 小学校在学中に称号を授与された者が、中学校在学中に同一の伝統芸能に取り組んでいるときも称号を授与することができるものとする。

## （申請手続）

第4条 子ども伝道師の称号を受けようとする者は、「秩父市子ども伝統芸能伝道師申請書（個人用）」（様式第1号）を在学する小・中学校（以下、「在学校」という。）の校長に提出しなければならない。

- 2 団体活動により複数名で子ども伝道師の称号を受けようとする当該団体の代表者は、「秩父市子ども伝統芸能伝道師申請書（団体用）」（様式第2号）にその対象となる児童・生徒の氏名等を別途記載し、在学校の校長に提出しなければならない。
- 3 申請書を受理した校長は、内容を確認し、承認することが適当であるときは、教育長に進達することができる。
- 4 申請の締切の期日は、別に定めるものとする。

## （審査機関）

第5条 子ども伝道師の称号の授与に係る審査機関は、秩父市教育委員会とする。

## （審査基準）

第6条 子ども伝道師の称号の授与に係る審査基準は、第2条、第3条及び別に定める内規によるものとする。

## （授与方法）

第7条 称号の授与は、子ども伝統芸能伝道師証書を授与して行う。

## （称号を授与する時期）

第8条 称号の授与は、毎年度1回定期に行う。ただし、やむを得ない事情により授与できない場合は、別途、機会を設けて授与することができる。

## （その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成21年12月14日一部改正する。
- 3 この要綱は、平成27年10月21日一部改正する。
- 4 この要綱は、平成28年10月19日一部改正する。
- 5 この要綱は、平成30年12月12日一部改正する。
- 6 この要綱は、令和 4年11月17日一部改正する。
- 7 この要綱は、令和 7年 9月 4日一部改正する。